

## 令和2年度6次産業化プランナーによる活動支援に係る方針

### 1 6次産業化プランナーの要件

6次産業化プランナーは、以下の（1）から（4）までの全ての要件を満たしている者とする。

#### （1）専門性要件

①又は②の要件を満たすこと。

① フードチェーン全般の基礎知識を有し、財務状況による経営分析・診断の経験を有すること。

② 食品衛生、知的財産、人材育成等の特定の専門的な知識、経験を有すること。

#### （2）経験要件

6次産業化に関する案件について、コーディネート業務に携わったことがあること。

#### （3）事業理解度要件

6次産業化都道府県サポート事業の内容、実施の留意事項等を理解していること。

#### （4）倫理性・協調性要件

以下の要件を全て満たしていること。

① 秘密保持等のコンプライアンス意識が有ること。

② 支援対象者のレベルに合わせ、丁寧に相談に応じ、自己の専門に偏重せず、的確な助言をする能力を有していること。

③ 中央プランナーやエグゼクティブプランナーの役割を認識し、連携した支援に対応できること。

### 2 6次産業化プランナーの選定方法

（1）原則として公募した民間の専門家の中から、専門性や経験を踏まえ、地域支援検証委員会による書類審査及び面接により選定する。

（2）書類審査は6次産業化プランナー候補者にあらかじめ提出を求めるプランナー情報登録シート等により行う。

### 3 6次産業化プランナーの謝金・旅費

#### （1）6次産業化プランナー謝金

1時間当たり7,100円（1日当たり28,400円以内）とする。

#### （2）6次産業化プランナー旅費

原則、県の旅費規程等に準ずる。

### 4 6次産業化プランナーの派遣

地域支援検証委員会で決定した支援対象者に、登録されている6次産業化プランナーの中から最適な者を選定し、派遣する。

6次産業化プランナーは、支援シートにある経営改善戦略に基づいた経営改善のための支援であることに留意すること。

## 5 支援報告シートの作成

6次産業化プランナーによる支援活動の内容を整理し、支援活動の改善を図るため、6次産業化プランナーを派遣して支援する農林漁業者等について、支援報告シートを作成する。

支援報告シートには、相談内容、それに関する課題、支援内容を具体的に記載する。